（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第六条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更の認可を要しない事項） **第四条**　法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七‖　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 八・九‖　［略］	（定款の変更の認可を要しない事項） **第四条**　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七・八‖　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合） **第二条**　法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。 ［一～六　略］ 七‖　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 八‖　［略］	（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合） **第二条**　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七‖　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）　［略］	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）　［同上］